

岩手県告示第384号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（平成25年岩手県告示第60号）で公示した公共測量を終了した旨盛岡地方方法務局長から次のとおり通知があった。

平成25年5月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 一関市大東町摺沢字石倉、字街道下、字観音堂、字新右エ門土手、字摺沢駅、字但馬崎及び字沼田
- 2 実施した期間 平成25年1月8日から同年3月8日まで
- 3 実施した公共測量の種類 公共測量（登記所備付地図修正業務及び基準点設置作業）